

## 兵庫県

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		1.0E-3	1.6E+0	7.4E+1	75.4
64	エトフェンプロックス	9.4E+1	3.0E+1	2.4E+1	3.4E+1	181.9
117	テブコナゾール				6.0E+0	6.0
139	トラロメトリン			4.3E+1	3.0E+0	45.9
140	フェンプロパトリン			1.5E+1		14.6
153	テトラメトリン	8.1E+2	5.1E+0	7.7E+2	1.6E-1	1,584.6
181	ジクロロベンゼン	1.5E+3	4.2E+2			1,957.4
225	トリクロルホン		9.0E+0			9.0
248	ダイアジノン		1.3E+0			1.3
251	フェニトロチオン		2.5E+2	1.2E+1	1.4E-1	264.7
252	フェンチオン	1.9E+1	1.3E+2			148.6
256	デカン酸				6.6E+0	6.6
350	ベルメトリン	5.6E+1	7.0E+1	5.7E+1	1.0E+2	283.1
405	ほう素化合物		8.6E-1	6.9E+1	4.2E+0	74.1
427	カルバリル			5.7E+2		570.1
428	フェノプカルブ			4.2E+2	2.7E+2	691.8
457	ジクロールボス	3.8E+2	1.2E+3			1,545.4
合 計		2.9E+3	2.1E+3	2.0E+3	5.0E+2	7460.4

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等